

生食発 0713 第 1 号
4 輸国第 1456 号
令和 4 年 7 月 13 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、シンガポール政府との協議の結果、シンガポール向けふぐの輸出条件が変更されたことから、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）の一部が改正されました。これに伴い、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 SG-S1 シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱（以下「要綱」という。）について、別添のとおり改正を行いました。主な改正内容は、下記のとおりですので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

第 1 主な改正内容

- 1 シンガポールに輸出可能なふぐの部位について、養殖されたふぐの皮

(ヒレを含む。) 及び精巢の追加

- 2 シンガポールに輸出されるふぐにおける施設の認定に関する手続の追加
- 3 シンガポールに輸出されるふぐにおける衛生証明書様式の改正
- 4 その他、所要の改正

第2 適用期日

本通知の日から適用することとし、要綱5.(1)による衛生証明書の申請及び発行にあつては、令和4年8月31日以降に発行されるものに適用すること。なお、令和4年8月30日までに発行される衛生証明書にあつては、なお従前の例によることができる。